

いわき市農業委員会第23回総会議事録

1 開催日時

令和2年3月17日(火) 9時30分から11時00分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者(34人)

(1) 農業委員(23人)

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭		
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局(11人)

太清光	事務局長
鈴木一徳	次長
早水孝太郎	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	農地審査係長
野木隆司	農政振興係長
府川将人	農地審査係 主査
勝沼靖	農政振興係 主査
金成聡司	農地調査係 主査
西山諒	農地調査係 事務主任
石島大輔	農地審査係 事務主任
稲葉俊祐	農地審査係 主事

4 欠席者(1人)

17 菅波一郎

5 会議の概要

事務局
(鈴木次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第23回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。

はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第23回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

○【資料1】第22回総会議案説明書の訂正について

○【資料2】令和2年度業務計画書（案）

○【資料3】令和2年度いわき市農業委員会年間行事予定表

○【資料4】令和2年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュール

○【資料5】いわき市農業委員会第4回全員協議会及び令和2年歓送迎会の開催中止について（通知）

○【資料6】いわき市農業委員会第24回総会の開催について（通知）

○【資料7】農業委員会に関する不祥事と法令遵守の徹底について（通知）

以上、10点です。

なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。

ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。

総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定に、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、今回は省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、ご挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第23回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

今までにないような雰囲気、全員マスク着用での総会となりました。

新聞やテレビを回すと、どこでも新型コロナウイルスの感染ということで、留まることのない感染拡大の中にありますが、現時点では農業委員、農地利用最適化推進委員の中に感染者はいない状況かと思えます。

通常ですと、総会も明るい話題の中で進めるのが本来なのですが、

草野会長

今日は彼岸の入りということで、彼岸の中日あたりには暖かくなって春爛漫の季節に入るところで、残念であります。

一年前を振り返りますと、3月13日に私も軽い脳梗塞を発症しまして、総会その他を欠席したという苦い思い出もありますが、今年こそはと思っていた矢先がこのような状況になり非常に残念に思っております。

ただ、こういう状況下でそろそろ種まきの準備もという方もいらっしゃると思いますが、そんな忙しい中、ご出席を賜り、本当にご苦労様でございます。

非常に感謝申し上げます。

その中で、非常に明るい話題が二つございます。

一つが、第26回農業委員会だより全国コンクールに出品されていた本市農業委員会のだよりが、めでたく優秀賞を受賞しました。

最優秀賞は愛知県の豊田市農業委員会で、全国2位と3位が優秀賞ということですが、本市農業委員会だよりが鳥取県の北栄町農業委員会と共に表彰されております。

私の記憶では、優秀賞というのは、過去になかったのかなと思います。

日本一を目指し取り組んできた、編集委員のご努力が実ったなということで、本当に感謝申し上げます。

それで、6月1日に情報提供活動推進会議がございまして、そこで表彰されるということでもあります。

また、昨年度も表彰されましたが、全国農業新聞普及推進の部で、増加の部数で去年は7位だったのですが、今年は何と全国1位ということで、本市農業委員会が表彰されることになりました。

農業委員はじめ、推進委員の皆様の努力が功を奏した結果と思います。

日本一というのはそうなるものではありません。

暗い話がある中で、本当におめでたいなと思います。

二つ目は、新聞紙上等でご承知かと思いますが、鈴木県会長のお孫さんが、東京大学に現役で合格しました。

子供というのは親からの影響も大きいですが、それ以上に祖父の影響が大きいと感じております。

本当におめでとうございます。

――同拍手――

これからのご活躍をご期待申し上げます。

本日の総会は定例となります、農地法に係る許可申請等の審議を頂きます。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようお願い致します。挨拶とさせていただきます。

事務局 (鈴木次長)	ありがとうございました。 それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。
議長 (草野会長)	それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。 本日の通告欠席者は、議席番号17番、菅波一郎委員でございます。 現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。 次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。 只今より、いわき市農業委員会第23回総会を開会致します。 次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。 議席番号24番、佐藤 吉行 委員 2番、坂本 和徳 委員 また、書記は事務局をお願い致します。 なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。 これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。 また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。 次に、会務報告を事務局よりお願い致します。
事務局 (鈴木次長)	－総会議案書2ページにより会務報告－
議長 (草野会長)	それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局 (早水係長)	説明致します。 まず初めに、2月14日に開催されました、第22回総会の議案について、「議案第5号、いわき市農用地利用集積計画について」において、訂正が1件ございました。 詳細につきましては、別添の「資料1、第22回総会議案説明書の訂正について」をご確認願います。 次に、本日の第23回総会の議案について、「議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において、取り下げが1件ございます。 「議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において、訂正が2件ございます。 詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。 なお、議案説明にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、必要最低限の説明にとどめ、総会時間の短縮を図りたいと考えておりますので、ご承知おき願います。 私からの説明は以上です。
議 長 (草野会長)	それでは議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。 今回、議案第6号、「いわき市農用地利用集積計画について」において、議席番号8番、箱崎寿正委員、議席番号17番、菅波一郎委員、議席番号21番、和田正人委員が該当しております。 箱崎寿正委員、和田正人委員は議案審議の際、一時退室願います。 その他、該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の3ページをお開き願います。 ー議案第1号を朗読、審議事項を説明ー 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書2ページをお開き願います。 説明に入る前に1件の取り下げがございます。 議案説明書3ページをお開き願います。 番号6の案件につきまして、申請者から売買価格が折り合わず、

事務局
(石島主任)

再度当事者間で価格を協議したいとの理由で取下げになりました。
これに伴いまして、4ページの面積の合計が変更になります。
田の面積が26,959㎡から26,891㎡に変更になり、合計面積が28,983㎡から28,915㎡に変更になります。
それでは議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。
また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。
番号1番から5番、及び番号7番から8番までは売買による所有権の移転でございます。
続きまして、番号9番は贈与による所有権の移転でございます。
続きまして、番号10番は賃借権の設定でございます。
続きまして、番号11番は使用貸借権の設定でございます。
今月の3条申請面積は、田26,891㎡ 畑2,024㎡ 合計28,915㎡となります。
番号1番から5番、番号7番から11番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
許可要件の詳細につきましては議案説明書5ページ、及び6ページをご覧ください。
なお、番号9番の案件に関して3条許可要件の一つである下限面積要件は久之浜町地内のため3,000㎡に設定されております。
譲受人は本申請での農地の取得面積は2,752㎡であり、この面積だけでは3,000㎡の下限面積要件を満たしておりませんが、譲受人は令和2年2月18日付で広野町地内の農地について賃借権設定にかかる3条許可申請を広野町農業委員会へしております。
広野町農業委員会へ提出した3条許可申請の農地面積は田658㎡です。
いわき市農業委員会、広野町農業委員会へ提出した3条許可申請の農地面積を合計しますと3,410㎡となり、3条許可要件の一つである下限面積要件を満たすことになります。
説明は、以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

21番
和田委員

議席番号21番の和田正人です。
番号1番から5番、番号7番から8番、及び番号10番の事案について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

21番 和田委員	報告は以上です。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局からお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号9番は贈与による所有権の移転、11番は使用貸借権の設定であるため、事務局のみで現地を調査致しましたが、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の4ページをお開き願います。 －議案第2号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (石島主任)	議案説明書8ページをお開き願います。 議案第2号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについてご説明いたします。 議案説明書9ページをお開き願います。 また、地図については、別紙現地調査位置図60ページを併せてご覧ください。 番号1番の案件は令和2年2月26日付で農地法第3条許可が下りていますが、申請地を売買することにより、譲渡人の経営移譲年金

事務局 (石島主任)	が支給停止になります。 申請地の売買価格と比べると支給停止になる年金額の方が大きい ため、申請者より許可取り消し願いが提出されたものです。 以上1件、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いは、 田0㎡、畑194㎡、合計194㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
事務局 (石島主任)	番号1番の案件につきまして、事務局のみで現地を調査した結果、 特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	ただいまの報告では、特に問題ないと判断されたとのことでした が、その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問がないようですので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ござい ませんか。 －異議なしとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条の規定による許可 処分の取消願いについては、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に ついて、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の5ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書10ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、 ご説明致します。 次の11ページをお開き願います。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決

事務局
(府川主査)

定理由書をご覧になりながらお聞きくださるようお願いします。

番号1番、申請地は平、登記地目は田、転用面積は1,956㎡、転用目的は農業用倉庫及び作業場です。

当該案件は、農地法の許可を得ずに、既に転用していました。

経緯につきましては、平成18年当該地に農業用倉庫を敷地面積200㎡未満で建てました。

次に、平成26年に隣接する農地に農業用倉庫を敷地面積200㎡未満で建てました。

ここまでは、それぞれの個別の事案として、転用許可不要の要件を満たしていると考えます。

その後、平成30年に2つの農業用倉庫の間に屋根及びコンクリートとのたたきを設置しました。

申請者は屋根部分だけを見て、前2件と同様と考え、許可不要であると考えました。

しかし、このことによって、施設が一体となって、合計面積が200㎡以上の農業用施設となり、許可が必要となりました。

当該農地の区分は第1種農地であるものの、当該案件は転用を例外的に許可できる地域の農業の振興に資する施設のための事業のうち、農業用施設に該当し、本来事前申請があれば、許可を受けられる案件であります。

申請人に対しては、顛末書の提出を求めるとともに、二度と違反行為を行うことが無いよう、事務局から指導致します。

以上1件、面積の合計は、田1,956㎡、畑0㎡、合計面積も1,956㎡となります。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

22番
木田委員

議席番号22番、木田テイ子です。

事務局説明のとおり、許可を受けずに既に転用行為を実施してしまった案件になります。

違反転用については、場合によっては原状回復等の措置も考えなければなりませんが、当該事案については、周辺の農地等に悪影響を及ぼすものではなく、転用の経緯等を踏まえ、当該農地が事前に申請があれば転用可能な農地であることから、追認での許可もやむを得ないものと考えます。

報告は以上です。

議 長 (草野会長)	只今の報告について、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。
	－意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 3 号について、許可を得ずに転用を行ってしまった案件がありますが、経緯等を考慮し、転用に関し追認することにご異議ございませんか。
	－異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書の 6 ページを、お開き願います。 【議案第 4 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書12ページをお開き願います。 議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてご説明致します。 配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 説明に入る前に資料の訂正が 2 点御座います。 議案説明書13ページをお開き願います。 番号7番の所在地番が誤っておりました。 同じく番号 7 番の地目ですが、田とありますが、正しくは畑でございます。 議案説明書15ページをお開き願います。 番号19番の申請土地の面積ですが、田について781㎡と記載しておりますが、正しくは213㎡でございます。 こちらの訂正に伴い、合計欄に訂正が生じます。 田17, 785. 75㎡とありますが、正しくは田16, 505. 75㎡でございます。 畑8, 356. 88㎡とありますが、正しくは畑9, 068. 88㎡でございます。 訂正をお願いします。

事務局
(府川主査)

大変申し訳ございませんでした。

番号1番、申請地は勿来町、登記地目は田、転用面積は707㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号2番、申請地は岩間町、登記地目は田、転用面積は929㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号3番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は502㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号4番、申請地は沼部町、登記地目は畑、転用面積は502㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号5番、申請地は常磐外2筆 登記地目は全て田、転用面積合計は1,480㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号6番、申請地は内郷、登記地目は田、転用面積は1,654㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号7番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は712㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号8番、申請地は内郷外2筆、登記地目は全て田、転用面積合計は1,309㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号9番、申請地は内郷、登記地目は畑、転用面積は947㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号10番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は512㎡、転用目的は駐車場です。

番号11番、申請地は遠野町外2筆、登記地目は全て田、転用面積合計は2,822㎡、転用目的は資材置場及び駐車場です。

番号12番、申請地は遠野町、登記地目は畑、転用面積は1,240㎡、転用目的は資材置場です。

番号13番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は766㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号14番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1,199㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号15番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1,387㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

番号16番、申請地は久之浜、登記地目は田、転用面積は1,244㎡、転用目的は事務所兼休憩所、駐車場、山砂置場敷地です。

なお、番号17番から番号20番につきましては、鉄塔周辺工事用作業用地等としての一時転用になりますので、詳細の説明は省略させていただきます。

以上、20件、面積は、田16,505.75㎡、畑9,068.88㎡、合計25,574.63㎡です。

説明は以上です。

議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第４号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
23番 小泉委員	議席番号23番、小泉昌男です。 番号１番から16番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (府川主査)	番号17番から20番の事案について、鉄塔周辺工事用作業用地等としての一時転用でありますので、事務局のみで現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第４号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第５号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の７ページをお開き願います。 －議案第５号を朗読し、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書16ページをお開き願います。 議案第５号、現況確認証明願いについてでございます。 次の17ページをお開き願います。

事務局 (金成主査)	配付しております「現地調査位置図」をご覧くださいながらお聴きくださるようお願いします。 番号1番、申請地は四倉町、公簿地目は畑、現況地目は山林、面積は375㎡でございます。 非農地化した経過については、当該地は、平成10年頃から耕作できずにいたところ、草木が繁茂し、山林化し現在に至っております。 番号2番、申請地は久之浜、公簿地目は畑、現況地目は山林、面積は1,438㎡でございます。 非農地化した経過については、当該地は、雨水と土砂の流入があり耕作に難儀しておりました。 申請者自身も高齢になり耕作を放棄していたところ、山林化し現在に至っております。 以上2件、合計面積は、田0㎡、畑1,813㎡、合計1,813㎡でございます。 この度は、登記地目を現況地目に合わせるため、現況確認証明願いが提出されております。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
24番 佐藤委員	議席番号24番、佐藤吉行です。 番号1番から2番の事案について、現地を調査した結果、特段問題はありませんでした。 以上、報告致します。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題無いと判断されとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第5号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について審議致しますが、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に、議席番号 8 番、箱崎寿正委員、及び議席番号21番、和田正人委員が該当しておりますので、一時退室についてよろしくお願い致します。 ー箱崎寿正委員、和田正人委員、一時退室ー
議 長 (草野会長)	それでは、議案第 6 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (早水係長)	議案書の 8 ページを、お開き願います。 【議案第 6 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (西山主任)	議案説明書18ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明いたします。 次のページをお開き願います。 農用地利用集積計画第22号から27号の内容について説明いたします。 第22号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ、農用地を売り渡す事案でございます。 実施地区は、平。 買い手 1 名、売り手 1 名、対象筆数は田 4 筆、面積は田3,944㎡となっております。 第23号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転貸する事案でございます。 実施地区は、平。 借り手60名、貸し手105名、対象筆数は田586筆、畑89筆、面積は田414,416.67㎡、畑21,748㎡となっております。 第24号は、新たに利用権（賃貸借）を設定する事案でございます。 実施地区は、四倉。 借り手 6 名、貸し手12名、対象筆数は田28筆、面積は田26,459㎡となっております。 次のページをお開き願います。 第25号は、新たに利用権（使用貸借）を設定する事案でございます。 実施地区は、勿来。 借り手 1 名、貸し手 1 名、対象筆数は田 4 筆、面積は田1,831㎡と

事務局 (西山主任)	なっております。 第26号は、期間満了に伴い、利用権（賃貸借）を再度設定する事案でございます。 実施地区は、平、小名浜、勿来、常磐、四倉、遠野、小川、三和、田人、久之浜、大久。 借り手40名、貸し手77名、対象筆数は田290筆、畑8筆、面積は田379,157㎡、畑12,651㎡となっております。 第27号は、期間満了に伴い、利用権（使用貸借）を再度設定する事案でございます。 実施地区は、平、勿来、常磐、四倉、小川。 借り手5名、貸し手8名、対象筆数は田26筆、面積は田31,646㎡となっております。 なお、議案説明書63ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。 以上、第22号から27号の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 農用地利用集積計画については、以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。 それでは、箱崎寿正委員、和田正人委員の入室を願います。 －箱崎寿正委員、和田正人委員入室－
議 長 (草野会長)	次に、議案第7号、荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断について、事務局の説明を求めます。 議案書の9ページを、お開き願います。

事務局 (早水係長)	【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書64ページをお開き願います。 議案第7号、荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断についてでございます。 次の65ページをお開き願います。 荒廃農地の発生、解消状況に関する調査において、B分類と判断される農地について、再生利用が困難であると見込まれる荒廃農地については、農業委員会が非農地の判断をすることとされております。 番号1番、申請地は内郷、公簿地目は畑、面積は7,199㎡で現況は山林です。 外2件、いずれも現況は山林です。 以上3筆、合計面積は田899㎡、畑7,199㎡、合計8,088㎡です。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。 ここで、現地調査時に意見等の報告をお願い致します。
13番 鈴木委員	議席番号13番、鈴木理です。 番号1番から3番まで、現地を調査しましたが、いずれも山林でありました。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、いずれも山林であったとのことですが、他に委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第7号、荒廃農地（B分類）の農地・非農地の判断については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第8号に入りますが、その前に、10分間の休憩をいた

議 長 (草野会長)	だきます。 再開は10時40分からと致します。
	－10分間休憩－
議 長 (草野会長)	それでは再開致します。 議案第8号、令和2年度業務計画の作成について、事務局の説明を求めます。
事務局 (野木係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 【議案第8号を朗読し、資料2～4により審議事項を説明】 資料2、令和2年度業務計画書（案）をお開き願います。 あわせて資料3、令和2年度いわき市農業委員会年間行事予定表、資料4、令和2年度いわき市農業委員会現地調査（定例的調査）スケジュールもご用意願います。 では、令和元年度計画と比較し、大きな修正がある箇所を中心にご説明致します。 資料2の計画案をお開き願います。 憲章がございまして、次のページが関係法令、そして、目次がございまして。 1ページから3ページにあるのが、組織図、体制図でございまして。 1ページ下段に、事務局組織図がございまして、これは現在の体制でございまして、人事異動内示や任免等により人数等の変更の可能性がございまして。 その際は、修正することとなりますことをご了承ください。 4ページに主たる業務（事業）一覧がございまして、5ページから18ページにかけて計16の業務を記載しております。 修正箇所と致しましては、7ページの関係法令の適正運用の事業概要(5)ですが、農地パトロール等の現地調査の適正実施により発覚が増えております、違反転用に係る是正措置について明記しております。 続きまして、19ページをご覧ください。 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動（総括）でございまして。 続きまして、20ページ、21ページをご覧ください。 その他の業務（事務局事務等）でございまして。 各種証明書等の交付、閲覧・公表事務、令和2年度農業委員会当初予算について、ご覧のとおりでございまして。 当初予算につきましては、5番の現地調査支援システムモデル事業費が追加となっており、昨年度よりも合計額が増加しております。

事務局
(野木係長)

続きまして、22ページをご覧ください。
令和2年度農業委員会年間スケジュール（概要）でございます。
前回の総会で配付致しました資料の内容から一部変更がございます。
5月の総会開催日を、前回総会に提示した21日から、今回22日に変更しております。
会場の都合ですので、ご了承願います。
なお、この22ページの年間スケジュールにつきましては、別紙の資料3と致しまして、別資料として今回配付しておりますので、ご活用ください。
併せて、資料4の現地調査スケジュールですが、これも前回の総会でお配りしたのですが、曜日の記載誤りがございましたので、今回、正しいものをお配りするものであります。
これらの2つのスケジュール資料につきましては、前回の資料ではなく、今回の資料をご活用くださいますようお願いいたします。
23ページには、事業や総会における審議内容を記載しております。
24ページは、関係機関・団体等との連携でございます。
25ページ以降の規則・規程・要綱・名簿につきましては、後程、必要に応じてご覧ください。
今回追加したものは、農地台帳管理規程、農地区分判定審査会設置要綱、農地改良工事届に係る事務処理規要綱、違反転用に係る措置の事務処理要綱でございます。
以上が、令和2年度業務計画書の案でございますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますので、お諮り致します。
議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第8号、令和2年度業務計画書の作成については、原案のとおり可決致します。
業務計画書表紙の（案）を削除願います。

議 長 (草野会長)	ここで、追加議案がございます。 提出者の発言を許可します。 －議案書第 9 号を配付－
3 番 蛭田委員	只今、お手元にお配りした議案第 9 号をご覧ください。 【議案第 9 号を朗読】
議 長 (草野会長)	只今、「農業委員会発足50周年記念事業について」提案がありましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問はございますか。 －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第 9 号について、農業委員会発足50周年記念事業開催に向け、実行委員会組織を立ち上げることとし、その組織及び役員選任等については、会長一任とすることに、ご異議ございませんか。 －異議無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご異議無しと認め、議案第 9 号、 いわき市農業委員会発足50周年記念事業については、実行委員会を立ち上げ、今後協議を行って参ります。 次に、報告事項に移りますが、報告第 1 号から報告第 5 号まで、一括して事務局の説明を求めます。
事務局 (草野係長)	議案書11ページをお開き願います。 －報告第 1 号を朗読、専決事項を説明－ 議案説明書の66ページから69ページをご覧ください。 権利取得面積は、田42,118㎡、畑23,672.49㎡、合計65,790.49㎡です。 以上、事務局長が専決処分しましたので、報告します。 続きまして、議案書12ページをお開き願います。 －報告第 2 号を朗読、専決事項を説明－ 議案説明書の70ページから78ページをご覧ください。 今月の報告件数は38件。 転用面積は、田27,474.97㎡、畑3,481.50㎡、合計30,956.47㎡です。

事務局 (草野係長)	以上を事務局長が専決処分しましたので、報告します。 続きまして、議案書の13ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 議案説明書の79ページから83ページをご覧ください。 今月の合意解約通知は18件です。 面積は、田58,251.97㎡、畑7,422㎡、合計65,673.97㎡です。 報告第4号及び第5号については、野木係長より説明致します。
事務局 (野木係長)	議案書の14ページをお開き願います。 －報告第4号を朗読、専決事項を説明－ 議案説明書の84ページ、85ページをお開き願います。 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、報告致します。 2月は6件、贈与税の納税猶予と不動産取得税の徴収猶予についての案件でありました。 合計面積は、田64,973.94㎡、畑38,104.75㎡、合計103,078.69㎡になります。 審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明証を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 続きまして、議案書15ページをお開き願います。 －報告第5号を朗読、専決事項を説明－ 議案説明書の86ページ、87ページをお開き願います。 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、報告致します。 2月は1件、合計面積は、田16,942㎡、畑1,678㎡、合計18,620㎡になります。 審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に該当する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。 以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分及び合意解約の報告でありますので、ご承知願います。 以上をもちまして、本日の議事は全て終了致しました。
議 長 (草野会長)	次に、その他に移ります。 まず、私から皆様にご報告がございます。 お手元の資料5「いわき市農業委員会第4回全員協議会及び令和2年歓送迎会の開催中止について（通知）」をご覧ください。

議 長 (草野会長)	標記会議等の開催について、昨日の役員会において慎重に協議した結果、新型コロナウイルス感染症による影響を考慮し、やむなく中止することと決しましたので、委員の皆様のご理解をお願い致します。 私から以上でございます。 それでは、事務局から何かございますか。
事務局 (野木係長)	事務局から、お配り致しました資料について御説明致します。 1 【資料6】いわき市農業委員会第24回総会の開催について（通知） ➡説明した。 2 【資料7】農業委員会に関する不祥事と法令遵守の徹底について（通知） ➡周知した。
議 長 (草野会長)	ありがとうございました。 只今の事務局説明を含め、その他、委員の皆様から何かございますか。 それでは、その他、特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第23回総会を閉会致します。